

第10節 避難計画

大規模な災害発生時には、多数の避難者の発生が予想される。

このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、市町村長その他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとるものとする。

特に、市町村長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示のほか、地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下「避難準備情報」という。）の伝達を行うものとする。

また、県は、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うものとする。

{
 主な実施機関
 市町村，県（保健福祉政策課，森林整備課，河川課，砂防課，住宅課，
 建築開発指導課，），警察本部，小松島海上保安部，自衛隊
 }

事項 区分	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
避難の勧告	市町村長 (災害対策基本法60)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
	県知事 (災害対策基本法60)		市町村が災対法第60条の事務を行うことができないとき。
避難の指示	市町村長 (災害対策基本法60)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	県知事 (災害対策基本法60)		市町村が災対法第60条の事務を行うことができないとき。
	警察官 (災害対策基本法61)	立退き及び立退き先の指示	市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。
			危険な事態がある場合は必要な警告を

避難の指示	警察官職務執行法4	警告及び避難の措置	発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとることができる。
	海上保安官 (災害対策基本法61)	立退き及び立退き先の指示	市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。
	自衛官 (災害対策基本法63) 自衛隊法94	警告及び避難の措置	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に対し、必要な限度で避難の措置をとることができる。
	知事及びその命を受けた職員 (水防法 29 地すべり等防止法25)	立退きの指示	洪水、高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 (水防法 29)	立退きの指示	洪水、高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき。

第1 避難準備情報の伝達、避難の勧告又は指示

実施責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、次の方法により避難準備情報の伝達、避難の勧告又は指示を行うものとする。

1 災害一般の避難の指示等

- (1) 市町村長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、特に避難行動に時間を要する高齢者等の災害時要援護者に対し、計画された避難場所への避難を求めるものとする。
- (2) 市町村長は、災害対策基本法に基づき、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるときは立退きを指示するとともに、必要と認めるときはその立退き先を指示するものとし、これらについて速やかに知事に報告するものとする。
- (3) この場合において市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退きを指示することができる。この場合、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。
- (4) また、知事は県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害による被害が甚大で、

市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。

2 洪水又は高潮についての避難指示

(1) 市町村長は必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難のための立退きの勧告又は指示をする。

(2) 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は水防管理者は、水防法に基づき、立退きを指示することができる。

水防管理者が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

3 地すべりに関する避難指示

(1) 市町村長は必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難のための立退きの勧告又は指示をする。

(2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、地すべり等防止法に基づき、必要と認める区域内の居住者に対し、立退きを指示することができる。

この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

4 急傾斜地崩壊危険区域の避難指示

市町村長は急傾斜地の崩壊危険が切迫していると認められるときは、災害対策基本法に基づき避難のための立退きの勧告又は指示をするものとする。

この場合、当該区域を管轄する警察署長に協力要請等のため、その旨を通知するものとする。

第2 警戒区域の設定

市町村長は、災害の発生により住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止し、又は退去を命ずるものとする。

市町村長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、市町村長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長、市町村長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市町村長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

第3 避難者の誘導

1 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、市町村及び県警察が実施するものとするが、誘導にあたっては、周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定の上、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的にできる限り集団で行うものとする。

また、災害時要援護者の避難誘導については、自主防災組織や自治会など地域住民においても、福祉関係者との連携の下、市町村等に協力して避難誘導を実施するよう努めるものとする。

2 住民の避難誘導體制

市町村は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、日頃から避難場所や避難路と併せて住民への周知徹底に努めるものとする。

第4 避難所の開設

市町村長は、災害により被災者を収容する必要があるときは、その災害の態様に応じ、安全かつ適切な避難所を選定し開設するものとする。この場合、避難所が県の管理する施設である場合には、県は開設に協力するものとする。

また、市町村長は、避難所の開設状況について、速やかに知事及び関係機関に報告又は通知するものとする。

第5 避難所の選定及び収容方法

市町村は、あらかじめ土砂災害危険箇所等の立地条件などを踏まえ、避難所となる施設の管理者の同意を得た上で、避難所を指定し、住民への周知徹底に努める。さらに、高齢者等の災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

また、避難所の選定及び収容等については、おおむね次によるものとする。

1 設定場所の選定

災害時の避難をより適切、有効なものにするため避難場所の選定については、災害の規模、内容に応じた弾力的な措置が必要とされるがその選定基準はおおむね次のとおりとする。

- (1) 洪水又は高潮の場合は低地，川沿等をさけた高地
- (2) 土砂災害の場合は，土砂災害のおそれのある危険地の区域外に存在する場所
- (3) 大火災を防除できる面積等を備えた場所

2 収容方法

- (1) 主な収容場所は，公私立の学校，公会堂，公民館，神社，寺院，旅館等の既存の建物を応急的に整備して使用するのが適当であるが，これらの適当な施設が得難いときは野外に仮設物等を仮設し，又はテントを設置するものとする。
- (2) 災害の状況により，予定した避難所が使用できないときは，当該市町村長は，知事又は隣接市町村長と協議して所要の措置を講ずるものとする。

第6 避難所の運営

1 避難所の運営・管理

避難所の運営は，関係機関の協力のもと，市町村が適切に行い，運営に関する事項を定めるものとする。この際，避難所における情報の伝達，食糧，水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるように努める。

また，市町村は，避難者の状況を早期に把握し，避難時における生活環境を常に良好なものとするよう努めるとともに，避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

避難者の健全な住生活の早期確保のために，応急仮設住宅の迅速な提供等により，避難所の早期解消に努めることを基本とする。また，市町村及び県は，災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等を把握し，災害時に迅速にあっせんできるように努めるものとする。

2 災害時要援護者への配慮

避難所では高齢者，障害者等災害時要援護者に配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，避難者の心身双方の健康状態には十分配慮し，必要に応じ保健師等による巡回健康相談，社会福祉施設等への緊急入所，ホームヘルパーの派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得て，計画的に実施するものとする。

県及び市町村は，災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するとともに，災害時要援護者の応急仮設住宅への優先的入居，高齢者・障害者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。

第7 避難の周知徹底

1 避難場所等の周知

市町村長は、避難のための立ち退きの万全をはかるため避難場所、経路及び心得をあらかじめ住民に周知徹底させておくものとする。

2 避難勧告等の周知徹底等

避難の勧告又は指示をした者又は機関は、その内容につき広報媒体を通じ、又は広報車、警鐘、サイレンによる信号など直接広報により、当該地域の住民に対し速やかに周知徹底を図るものとする。

なお、災害時要援護者に対しては、自主防災組織や民生委員等の福祉関係者等との連携の下、その特性に応じた手段で伝達を行うよう努めるものとする。

また、浸水や土砂災害等の危険又はその発生の恐れがある場合、自らを守るのは自らであるとの原則により、自主防災組織や自治会など地域住民は、避難の勧告等がなされる以前であっても、自主的に早期避難を行うよう努めるものとする。

第8 知事に対する報告

市町村長は、自ら避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は立ち退き先を指示したとき、及び警察官、海上保安官から避難のための立ち退きの指示について通知を受けたときは、すみやかに知事に対し次の事項を報告するものとする。

- (1) 避難勧告、指示又は立ち退き先の指示の区分
- (2) 避難勧告等をした日時及び区域
- (3) 対象世帯及び人員

第9 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の避難所の設置については、知事（権限が委任された場合は市町村長）が行うものとするが、費用の対象等は次のとおりとする。

1 対象者

災害により現に被害を受けた者、又は被害を受けるおそれのある者

2 期間

災害発生の日から7日以内。

3 費用

- (1) 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、

器物の使用謝金，借上費又は購入費，光熱水費及び仮設便所等の設置費。

- (2) 避難所が冬季（10月1日から3月31日）に設置された場合は，燃料費として別に定める額を加算。
- (3) 高齢者，障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所である場合は，当該地域の通常の実費を加算。